



2030年

母が認知症になった。
私のことも分からぬ日もあるみたい。
お母さん、私だよ。

正直、辛い。
でも仕方ない。
人は誰でも老いる。

元気なうちにたくさん話していたから良かった。

これから私がやることはもう分かっている。
母が家族信託してくれたから。

私はこれから10年前の約束を果たす。

大丈夫。ちゃんとやれるよ。



家族信託相談会

日時 10月23日(金) ①10:00~ ②11:00~

こちらから
お申込み
できます

※無料相談(1時間)
※要予約

5人に1人は認知症の時代がやってくる。
私がその一人にならないとは限らない。

認知症にはなりたくない。
けど、なるものと思って行動しておきたい。

もしも認知症になったら資産が凍結してしまうらしい。
認知症になって、娘に迷惑かけたくない。
娘には娘の人生がある。

認知症になるまでは想い出の詰まった自宅で暮らしたい。
認知症になったら施設に入ろう。
その時は自宅を売ろうか?
だけど、認知症になったら契約もできないだろうな。

そうだ。

認知症になったら、自宅を売ることを
今あの子に頼んでおこう。



会場アクセス

行政書士法人F&Partners



〒525-0027
滋賀県草津市野村1丁目
2番16号

JR草津駅西側に
徒歩8分

【主催】 行政書士法人F&Partners

【共催】 司法書士法人F&Partners
株式会社近畿エスクロートラスト
一般社団法人近畿シルバーライフ協会

予約 お問合せ

077-596-3236

一人暮らしになる親が心配！

■最近このような悩みが多く寄せられます



母の死亡後、父が一人暮らしになりました。
父は精神的・身体的にみるみる弱っているため、将来的には
介護施設への入所や僕たちとの同居も検討しています。
もし自宅が不要になったら、売却や賃貸に出すことも
検討していますが、父の意向も聞かなければなりませんし、
今すぐ対策することはできません。

■売却までの間に、もし認知症と診断されてしまうと？



認知症になり判断能力がなくなると、
不動産を売却することが難しくなります！



特に高齢者の契約の場合、認知症と診断されてしまい
意思確認が取れず売買できない！という事態が多々あります。



それは大変！どうすればよいのですか！？

そんな場合におすすめなのが、家族間で
不動産の管理ができる**家族信託**です



■家族信託とは新しい財産管理制度です



親子で信託契約を締結

自宅不動産を信託



子

不動産の管理
不動産売却

お父さんの持ち物のままで、タイミングを見計らって息子さんが
売却や修繕・管理を行えるようにします。※贈与税は発生しません

■家族信託無料相談受付中！ 予約お問い合わせ  077-596-3236